様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処分の名称</td><td>さいたま市大宮ふれあい福祉センター利用許可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠条例･規則名</td><td>さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例</td></tr>
<tr><td colspan="2">条　　項</td><td>第６条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課</td><td>保健福祉局　福祉部　福祉総務課　（電話：048-829-1253）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基準</td><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>次のいずれかに該当すると認めたときは許可しない。
⑴大宮ふれあい福祉センターの設置の目的に反するとき
⑵公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
⑶施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
⑷上記３項目の他、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１３年５月１日設定　平成　　年　月　日最終改正</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>期　　間
（未設定の場合はその理由）</td><td>即日</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　月　日設定　平成　　年　月　日最終改正</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>